

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業		
事業開始年月日	昭和63年8月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	新発田市	職員数 (H22. 4. 1現在)	3
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	342（21年度）	財政力指数	0.530（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財償振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	90.8（21年度）	実質公債費比率（％）	11.8（22年度）
		将来負担比率（％）	59.1（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財償振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

〔合併期日：平成15年7月7日 合併前市町村：新発田市、豊浦町〕

農業集落排水事業は、新発田市では実施していたが、豊浦町では未実施であり、将来の計画として1地区を整備することにしていた。そこで、合併後の新発田市において、旧豊浦町の計画を引き継ぎ、整備を行うこととした。

〔合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村：新発田市、加治川村、紫雲寺町〕

新発田市、紫雲寺町、加治川村において、それぞれ農業集落排水事業を実施しており、合併によりこれらを統合した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	新発田市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	新発田市長 片山 吉忠
既存計画との関係	「新発田市まちづくり総合計画」（中期計画、平成18年度～平成22年度） 「新発田市行政改革推進計画」（後期計画、平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	総務大臣及び財務大臣の承認後、速やかに市ホームページで公表する
基本方針	当市の上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」に基づき、下水道の普及及び水洗化率の向上を目指す。また、市全体の取組として「新発田市行政改革推進計画」に基づき、経常経費の削減等に努める。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	3,902.9	12,392.5	5,116.7	21,411.9
	補償金免除額	881.5	3,079.4	1,723.6	5,684.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	297.9	18,648.3	4,774.2	23,720.3

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業債(農業集落排水施設)		9,380.8	4,224.3	13,605.0
	臨時財政特別債(農業集落排水施設)	3,902.9	3,011.7	892.5	7,807.0
合 計 (A)		3,902.9	12,392.5	5,116.7	21,411.9
一般企業債 (再掲)					
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		3,902.9	12,392.5	5,116.7	21,411.9

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)	0.0	0.0	0.0	0.0
一般企業債 (再掲)					
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業債(農業集落排水施設)	297.9	18,648.3	4,774.2	23,720.3
	合 計 (A)	297.9	18,648.3	4,774.2	23,720.3
一般企業債 (再掲)					
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		297.9	18,648.3	4,774.2	23,720.3

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>本市の農業集落排水事業は、17処理区（将来、公共下水道の認可区域とする4処理区を含む。）のうち、12処理区（前途の4処理区を含む）は既に事業が完了し、2処理区で事業を実施中である。残る3地区は今後の計画となっている。</p> <p>平成21年度末の水洗化率は88.9%となっており、現在は下水道使用料収入で維持管理費などは賄える程度であるが、元利償還金などを含めると一般会計からの繰り入れが必要となっている。</p> <p>今後、健全な事業運営を行うためには、水洗化率を向上させ、有収水料を増大させていくとともに、維持管理費のより一層の節減に努めていくことが重要な課題となっている。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水洗化率の向上（収益の確保）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率をH21年度末の88.9%から向上するよう努める。</td> </tr> </table>	課 題	水洗化率の向上（収益の確保）	使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率をH21年度末の88.9%から向上するよう努める。	
	課 題	水洗化率の向上（収益の確保）			
	使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率をH21年度末の88.9%から向上するよう努める。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>経常経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。</td> </tr> </table>	課 題	経常経費の削減	経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。	
	課 題	経常経費の削減			
経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項	<p>新発田市まちづくり総合計画・基本計画（中期）並びに新発田市行政改革大綱・推進計画（後期）等の関連主要計画については、改定時期を迎えているが、平成22年11月予定の市長選挙に伴い、次期計画（平成23年度～平成27年度の予定）が現状においては内容未定であり、条件が整い次第、早急な見直しを進める必要がある。</p>				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	224	237	238	353	359	430	487	481	488	500
	(1) 営 業 収 益 (B)	86	95	102	102	105	105	115	120	125	130
	ア 料 金 収 入	83	93	100	102	105	105	115	120	125	130
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	3	2	2							
	(2) 営 業 外 収 益	138	142	136	251	254	325	372	361	363	370
	ア 他 会 計 繰 入 金	63	58	35	171	156	245	292	283	286	295
	イ そ の 他	75	84	101	80	98	80	80	78	77	75
	2 総 費 用 (D)	225	234	238	241	237	267	281	277	271	267
	(1) 営 業 費 用	98	94	91	97	96	113	124	125	125	125
	ア 職 員 給 与 費										
	イ そ の 他	98	94	91	97	96	113	124	125	125	125
	(2) 営 業 外 費 用	127	140	147	144	141	154	157	152	146	142
	ア 支 払 利 息	127	140	147	143	140	153	157	152	146	141
	イ そ の 他				1	1	1				1
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1	3		112	122	163	206	204	217	233	
収 支 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,652	1,135	743	919	1,003	921	203	167	325	594
	(1) 地 方 債	701	434	258	362	409	437	55	34	111	246
	イ 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	148	159	175	163	130	130	50	96	112	111
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	687	433	252	369	418	290	40	31	102	226
	(6) 工 事 負 担 金	85	80	43	19	37	51	44	6		11
	(7) そ の 他	31	29	15	6	9	13	14			
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,619	1,110	744	1,030	1,122	1,086	409	371	542	827
	(1) 建 設 改 良 費	1,510	967	584	837	914	847	124	92	249	521
	イ うち 職 員 給 与 費	53	53	54	62	30	20	20	20	20	20
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	109	143	160	193	208	239	285	272	282	300
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他								7	11	6	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	33	25	1	111	119	165	206	204	217	233	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	32	28	1	1	3	2				
積 立 金 (K)	31	29	1	1	1	1				
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	3	4	3	1	1	3				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	3	1	1	3					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	4		1		3					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)		3		1					
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.1	62.9	59.8	81.3	80.7	85.0	86.0	87.6	88.2	88.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	86	95	102	102	105	105	115	120	125	130
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	6,454	6,745	6,843	7,012	7,214	7,411	7,181	6,943	6,773	6,718

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	63	58	35	171	156	245	292	283	286	295
	うち基準内繰入金	24	23	35	171	156	245	292	282	285
	うち基準外繰入金	39	35						1	1
資 本 的 収 支 分	148	159	175	163	130	130	50	96	112	111
	うち基準内繰入金	24	32	28	60	61	62	50	64	65
	うち基準外繰入金	124	127	147	103	69	68	32	47	45
合 計	211	217	210	334	286	375	342	379	398	406

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)	24.8	24.7	53.9	50.2	46.1	52.6	55.4	62.3	64.2	65.8	
資本費 (円)	221	283	295	328	342	381	396	365	359	363	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	67.1	62.9	59.8	81.3	80.7	85.0	86.0	87.6	88.2	88.2	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	28.1	24.5	14.7	48.4	43.5	57.0	60.0	58.8	58.6	59.0
	うち基準内繰入金 (%)	10.7	9.7	14.7	48.4	43.5	57.0	60.0	58.6	58.4	58.8
	うち基準外繰入金 (%)	17.4	14.8						0.2	0.2	0.2
	資本的収入分 (%)	9.0	14.0	23.6	17.7	13.0	14.1	24.6	57.5	34.5	18.7
	うち基準内繰入金 (%)	1.5	2.8	3.8	6.5	6.1	6.7	24.6	38.3	20.0	11.1
	うち基準外繰入金 (%)	7.5	11.2	19.8	11.2	6.9	7.4		19.2	14.5	7.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	農業集落排水施設の整備を開始した頃は、対象地区で水道の整備が遅れていることが多く、井戸水使用が主流だったため人頭割で使用料を徴収していた。その後、水道の普及が進んだため、平成16年度に従量制へと変更し料金改定を行った。人口が減少傾向にあり、今後大きな収入増は見込めないことから、適正な料金設定を目指すよう社会情勢なども考慮し、下水道事業審議会において検討することとする。
2 他会計繰入金の見込み	建設事業予定がまだ3地区あり、公債費が今後も増加していくことが見込まれている。使用料収入だけでは無理があることから、不足分を一般会計繰入金で充当する見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	羽津地区 平成24年度～平成29年度(総工費1,410,000千円)、佐々木地区 平成26年度～平成31年度(総工費1,384,000千円)、蔵光地区 平成29年度～平成34年(総工費1,057,000千円)の事業予定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		平成22年度現在3名である。今後も事業完了までは業務量は増えると思われるが、現在の人員を維持することにより人件費の増大を抑える。
給与のあり方		<p>以下の項目に加え、諸手当の見直し(国の改正の趣旨に添った、期末・勤勉手当の支給月数引下げ・自宅に係る住居手当の廃止(平成21年度)など)、特殊勤務手当の見直し(手当の廃止、支給対象・単位の見直しなど(平成15年度))、初任給決定のための経験年数換算表の改正(平成20年度)など、数々の経費削減に直結する取組を実施してきており、それらは全て、実施年度以降も削減効果が長期的に継続していくものと考えられる。</p> <p>今後も、国・県の動向にも十分注視しつつ、給与の適正化を実行していく。</p> <p>平成18年4月、国と同時期に給与構造改革を実施し、給料水準の引下げ(行一 4.8%)、号給の4分割などを実施した。その後、平成19年度に管理職手当の定額化を行うなど、国県の改革の趣旨に添った見直しを遅滞なく実施してきた。</p> <p>地域手当については、本市における民間の賃金水準を十分考慮し、最初から導入は見送っている。</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>当該特別会計において、技能労務職に相当する職員はいない。</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>本市では、法適用企業である「水道事業会計」に所属する職員を除き、退職手当の支給を一般会計で行っている。このため、特別会計における退職手当の支払はない。</p> <p>福利厚生事業のあり方</p> <p>福利厚生事業については、一般会計で全職員を対象としているため、特別会計での実施はない。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		処理場や中継ポンプの維持管理については既に民間に委託しており、薬剤購入や修繕などについても入札による競争原理を導入している。また、使用料徴収についても水道局へ委託することで効率化を図っており、今後も同様に維持管理費等の縮減に努める。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		処理場や中継ポンプの維持管理については民間に委託しており、今後も整備が済んだ施設から同様に推進していく。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		歳入確保の方策として、下水道使用料と水道料金の徴収事務一本化による使用料滞納の防止、受益者負(分)担金の徴収事務を徴税担当課での業務化、また、接続促進員の雇用による接続件数増加にも取り組んでおり、今後も継続していく。
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		当初は井戸水使用世帯が中心であったため、人頭割で使用料を徴収していた。その後、水道の普及が進んだため、平成16年度に従量制へと変更し料金改定を行った。水洗化率が向上する余地はまだあるが、今後大きな収入増は見込めないことから、適正な料金設定を目指すよう公共料金としての性格や社会情勢なども考慮し、下水道事業審議会において検討することとする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況は市広報やホームページで公表している。経営健全化計画もホームページで公開する予定。
行政評価の導入		市全体の取組として、H13年度から行政評価を本格的に実施し、施策別予算枠の配分や施策別企画会議での振り返り・課題抽出・事業優先度など、予算とリンクした行政評価システムの運営に努めてきた。H21年度に試験的に行った「新発田版事業仕分け」に続き、H22年度からは「行政評価結果市民判定」と名称をあらため、行政評価の結果について市民で構成する判定員から意見を聴く場として継続的に実施することにより、行政評価システムの拡充を図っていく。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新築田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損等は無い。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しの解消については、当然料金収入を確保することが重要だが、事業もまだ拡大中であり、赤字補てんの分について基準外繰出しが必要となっている。このため、使用料の改定が必要となってくるが、過度な値上げは住民に多大な負担を強いることになり、水洗化率向上の阻害要因になり得るものであるため、今後の課題として下水道事業審議会で検討し、解消に向け努力することとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 農業集落排水事業【新規計画策定団体】

課 題	目標又は実績	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計画前5年度 実績	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画合計	
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前2年度 決算)	(計画前1年度 決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収入の確保	処理区域内人口(人)	8,756	7,504	9,839	10,113	10,106		11,481	12,354	12,354	12,354	12,354		
	A 増減	738	1252	2335	274	7	2088	1375	873	0	0	0	2,248	
	水洗便所設置済人口(人)	7,599	6,943	9,089	8,878	8,988		9,174	10,089	10,392	10,695	10,848		
	B 増減	673	656	2146	211	110	2062	186	915	303	303	153	1860	
	水洗化率(%)	86.8	92.5	92.4	87.8	88.9		79.9	81.7	84.1	86.6	87.8		
	C 増減	0.4	5.7	0.1	4.6	1.1	2.6	9.0	1.8	2.5	2.5	1.2	1.1	
	有収水量(m ³)	768,981	726,924	772,562	791,594	810,972		816,762	908,636	937,671	966,199	994,220		
	D 増減	16,599	42,057	45,638	19,032	19,378		5,790	908,636	29,035	28,528	28,021	1,000,010	
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	108	128	129	129	130		129	134	135	136	137		
	E 増減	12	21	1	1	1	34	1	5	1	1	1	7	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)														
F 増減														
収納率(%)	97.2	97.0	97.0	96.5	97.0		97.2	97.2	97.2	97.2	97.2			
G 増減		0.2	0.0	0.5	0.5		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2		
H 増減														
その他()														
経営の効率化	管理運営費(千円)	333,985	377,312	397,971	433,874	444,534		507,967	566,515	549,080	554,332	567,587		
	I 増減	14,145	43,327	20,659	35,903	10,660	124,694	63,433	58,548	17,435	5,252	13,255	123,053	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	38	50	40	43	44		44	46	44	45	46		
	J 増減	2	12	10	2	1	4	0	2	1	0	1	2	
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	434	519	240	257	281		245	241	216	211	208		
	K 増減	9	85	279	17	25	144	36	4	25	5	4	73	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	127	130	118	122	118		141	137	133	130	126		
L 増減	6	3	12	4	4	14	22	3	4	4	4	8		
M 増減														
使用料回収率(%)	24.8	24.7	53.9	50.2	46.1		52.6	55.4	62.3	64.2	65.8			
累積欠損金比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
企業債現在高(百万円)	6,454	6,745	6,843	7,012	7,214		7,411	7,181	6,943	6,773	6,718			
収入の確保	使用料収入(H16-72)	83	93	100	102	105		105	115	120	125	130		
	改善効果額	11	21	28	30	33	123	0	10	15	20	25	70	
	有収水量の増加	11	21	28	30	33	123	0	10	15	20	25	70	
	使用料の適正化													
	収納率の向上													
その他()														
改善効果額														
経営の効率化	管理運営費	334	378	398	434	445		508	567	550	555	568		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善効果額													
	職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化													
その他()														
改善効果額														
							計画前5年間改善効果額 合計						123	
												改善効果額 合計 A	70	
												<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)	6	

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を記入すること。

2 「収入の確保,その他」の例:未利用地の売却,資産の有効利用(用地等の貸付),再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが,会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化,その他」の例:建設コストの削減(上下水共同施工の実施,工法の見直し,技術開発の促進など),建設改良費の抑制は除く。),電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが,会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「目標又は実績」の数値値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

[平成21年度地方公営企業決算状況調査]

・処理区域内人口……………10表01行11列

・水洗便所設置済人口……………10表01行12列

・有収水量……………10表01行52列

・管理運営費……………32表02行05列

・汚水処理原価……………(32表02行06列)/(有収水量)

・汚水処理原価(維持管理費)……………(32表01行44列)/(有収水量)

・使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列

法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)

法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)
 使用料適正化の考え方
 民間委託の取組状況・自前の処理場については、維持管理を委託化している。
 その他に記入された項目に関する取組等